

令和6年12月4日

資料 2

第24回 匿名医療情報等の提供に関する専門委員会

第10回オープンデータの作成方針について（案）

保険局医療介護連携政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

NDBオープンデータのこれまで

- NDB利活用の一環として、診療行為や医薬品に関して都道府県別や性年齢階級別に分析した基礎的な集計表を、オープンデータとして平成28年に公開し、集計する帳票や分析内容を順次拡大してきた。
- オープンデータの情報は集計表形式で公開されており、視認性が低いため、令和3年に集計表のビジュアルライズが可能なNDBオープンデータ分析サイトを公開した。

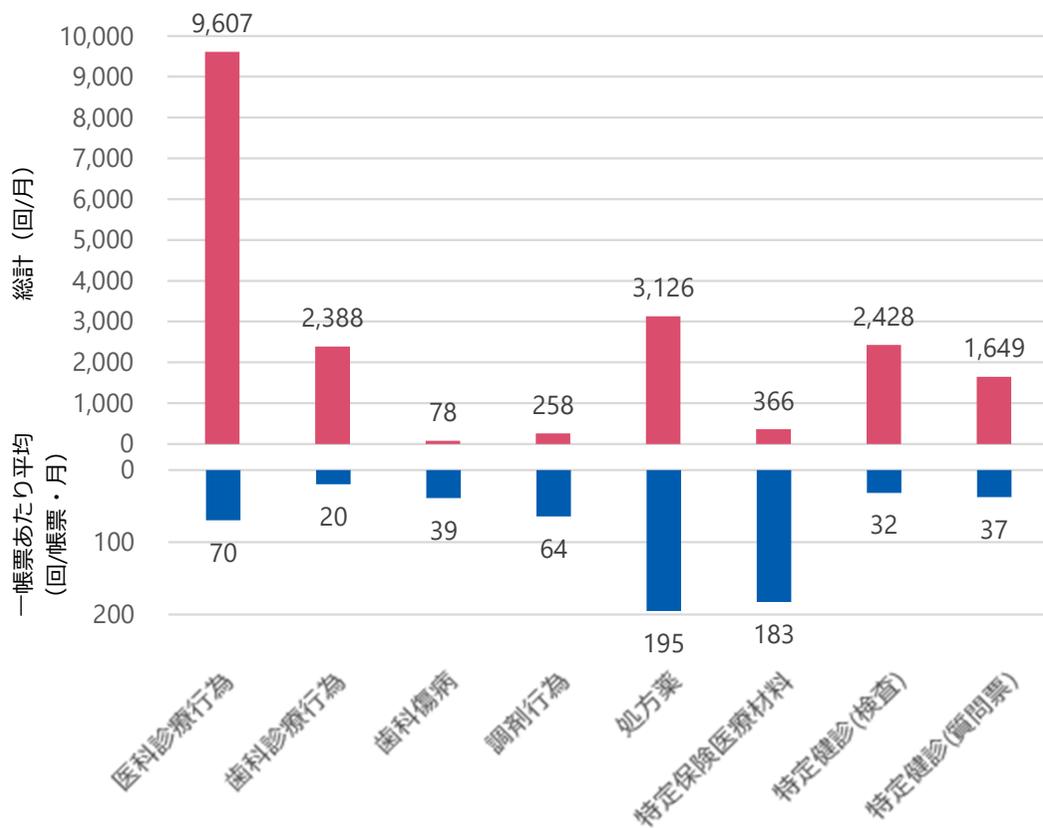
公開年	主要な拡大内容
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> • 歯科診療行為及び特定健診（標準的な質問票）の公開開始 • 医科診療行為の「投薬」「注射」及び加算項目を追加 • 公開される処方薬を処方数上位30品目から上位100品目まで拡大
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> • 特定保険医療材料の公開開始 • 医科診療行為/特定健診において一部の項目にクロス集計表を追加 • 歯科診療行為/特定健診において項目追加
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> • 医科診療行為において一部の項目に二次医療圏別集計を追加
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> • 医科診療行為において二次医療圏別集計を拡大 • 処方薬において一部の項目に医科歯科別集計を追加
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> • 医科診療行為において全ての項目に診療月別集計を追加 • 歯科診療行為/特定健診において全ての項目に二次医療圏別集計を追加
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> • 調剤行為の公開開始 • 歯科診療行為において全ての項目に診療月別集計を追加
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> • 医科診療行為において検査項目を一部追加
令和6年	<ul style="list-style-type: none"> • 医科診療/歯科診療/調剤行為において一部の項目で患者数集計を追加 • 公開される処方薬を処方数上位300品目又は500品目まで一部拡大



(参考) 第9回オープンデータ (令和6年5月末公開) のダウンロード数

- ・公開後の令和6年6～9月に約20,000回/月のダウンロードがあった。
- ・一帳票あたりの月の平均ダウンロード数は以下の通りであり、特に処方薬、特定保険医療材料は一帳票あたりのダウンロード数が多かった。医科診療行為の中では、医学管理等、検査、処置、手術のダウンロード数が特に多かった。

カテゴリー毎のダウンロード数



医科診療行為における一帳票当たり平均ダウンロード数の詳細

(回/帳票・月)	算定回数	患者数	性年齢別	都道府県別	診療月別	二次医療圏別
A基本診療料	66.4	37.2	64.1	61.3	33.5	48.1
B医学管理等	139.2	64.8	112.0	128.1	61.1	106.6
C在宅医療	128.6	62.4	96.9	123.9	59.5	101.8
D検査	243.8	—	332.5	302.0	215.5	125.3
E画像診断	65.7	—	73.5	85.5	54.3	49.5
F投薬	93.0	—	139.5	111.5	57.5	63.5
G注射	58.6	—	86.3	67.8	39.5	41.0
Hリハビリ	59.9	36.1	57.9	57.3	30.5	46.5
I精神科専門療法料	56.8	36.6	49.4	65.4	29.5	42.4
J処置	100.3	—	142.5	128.5	67.3	63.0
K手術	332.2	—	496.5	438.0	225.0	169.3
K輸血料	35.2	—	39.0	45.0	28.0	28.8
L麻酔	37.1	—	50.0	42.3	27.3	28.8
M放射線治療	35.8	—	46.3	38.0	26.5	32.5
N病理診断	34.5	—	35.5	46.3	29.3	27.0
クロス表	36.8	34.4	—	—	—	—

赤字：一帳票あたりの平均ダウンロード数が100回/月を超えているもの。

診療月に係る集計の追加（案）

背景

- オープンデータは年単位の集計を基本としているが、診療行為（医科及び歯科）の帳票については、それぞれ第6回・第7回オープンデータから診療月別の集計を公開している。

対応案

- 処方薬と特定保険医療材料についても、季節変動の実態把握のニーズがあるため、診療月別の帳票を追加することとしてはどうか。

第9回オープンデータの公開内容	性年齢別集計	都道府県別集計	二次医療圏別集計	診療月別集計	患者数集計
医科診療行為	○	○	○	○	△（※1）
歯科診療行為	○	○	○	○	△（※1）
歯科傷病	○	○			
調剤行為	○	○			○
処方薬	○（※2）	○（※2）		○（新規）	
特定保険医療材料	○	○		○（新規）	
特定健診	○	○	○		

※1 慢性疾患等の診療の実態に係る医科・歯科診療行為について、ID5を用いた患者数の集計を公開している。

※2 一部の処方薬について、医科歯科別の集計を公開している。

公費負担医療のみのレセプトに係る集計の追加（案）

背景

- 社会保険又は国民健康保険による請求がなく、公費負担医療のみによって請求されているレセプト（以下「公費レセプト」という。）については、平成28年のオープンデータ公開開始時には第三者提供の対象ではなかった（※）ため、これまでオープンデータの集計対象に含まれていなかった。
 - ※ 第3回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会（令和3年6月24日開催）の審議を経て、令和4年3月審査分の提供申出から公費レセプトの第三者提供が開始された。
- 令和6年3月診療分から、公費レセプトのうち、医療扶助によるレセプトにID5の付与が開始され、以降は患者単位の集計が可能となった。

対応案

- 悉皆性と比較可能性向上のニーズがあるため、令和7年夏に公開予定の第10回オープンデータ（令和5年度のレセプト、令和4年度の特定健診・特定保健指導を集計）から公費レセプトを集計対象に含むこととしてはどうか。
 - ※ ただし、第10回については、第9回以前との年次推移を観察しやすくするため、第9回までと同様の公費レセプトを含まない集計も公表する。
- 令和6年度分から年間を通じて医療扶助によるレセプトにID5が付与されることから、ID5を用いた患者数の集計については、令和6年度分が対象の第11回オープンデータから公費レセプトを集計対象に含むこととしてはどうか。